

令和4年度第2回畜産部会(意見)

「令和5年度畜産物価格及び畜産をめぐる情勢に対する意見」については、前回、酪農乳業界にとって喫緊の課題である当面の需給問題への対応と、令和5年度に必要と考えられる酪農乳業対策に関して意見を述べさせていただきました。今回はその後の需給の推移などを踏まえ、2点、追加で意見を申し上げたいと思います。

1 当面の需給の実態と必要と考えられる対応策

1点目は、当面の需給の実態と必要と考えられる対応策についての意見です。

11月からの価格改定と当面必要と考えられる対応策として、前回、①処理不可能乳発生の懸念、②生産抑制に対する指導・支援、③生乳流通混乱の可能性について意見を申し上げました。

その後の推移をみますと、依然として処理不可能乳発生の懸念はありますが、生産者による取り組みが効果を表しつつあるようです。例えば北海道の「指定団体」の販売実績をみると、4月は対前年同月比+3.0%の生産でしたが、9月には-2.0%、10月には-2.8%、11月には-4.4%と急速に生産を抑制していることがわかります。

他方、農林水産省の牛乳乳製品統計から北海道の系統外の出荷量を推計すると、対前年同月比が逆に増加傾向で推移しているとみられ、需給調整上の観点からは公平性が確保されていないと認識しています。

こうした中、国内外におけるSDGsや環境を重視する動きの加速を受けて、農林水産省は「みどりの食料システム戦略」を策定し、食品ロスの削減を推進していると承知しています。このような世界の潮流や政策の方向性を踏まえれば、脱脂粉乳を飼料に転用するような対策をできる限り講じなくて済むようにする必要があると考えます。

このため、需給に関連する補助事業や制度には、食品ロスの削減に向けて適切な指導ができるよう「需給調整に協力すること」といったような趣旨のクロスコンプライアンス(補助の要件)を導入すること等により、生産者間の公平性の確保も図れるような制度運用の改善を検討していただければ幸いです。

2 中長期的な需給安定のための制度の検討

2点目は、中長期的な需給安定のための制度の検討についての意見です。

依然として、生産は過剰基調が続いていることから、生産者団体は来年度も引き続き生産抑制の取り組みを継続する方針であると聞いています。また、このような生産者による需給均衡に向けた生産抑制の取り組みを支援するため、農林水産省は補正予算により「酪農経営改善緊急支援事業」を措置したと承知しており、成果が上がることを大いに期待しているところです。

しかしながら、需給均衡を図るため、脱脂粉乳ベースの需要に応じて生産抑制のみで対処していけば、生産基盤強化に向けて支援を強化しはじめた頃の生産水準に逆戻りすることになってしまいます。いいかえれば、これまで農林水産省が多額の予算を確保して講じてきた畜産クラスター事業や業界拠出による自主対策などにより生産基盤の強化を図ってきた努力の成果が水泡に帰すことになりかねません。

他方、生産抑制に併せて確実な需要確保対策を講じることができれば、これまでの生産基盤強化に向けた努力の成果を無駄にすることなく相当程度活かすことができるだけでなく、早期の需給均衡の達成にも貢献するものと考えられます。加えて、世界の食料調達事情が不安定化する中、わが国の食料安全保障に貢献するとともに、他の産業が立地しがたい地域の経済活性化にも資するものと考えられます。

このため、乳業者としては、新商品の開発や様々な価値の発信などを通して需要の拡大に努めて参る所存です。農林水産省においても、当協会も共催する「牛乳でスマイルプロジェクト」を立ち上げるなど需要拡大に取り組んでおり、感謝申し上げる次第です。こうした中、需給の改善をより確実にするためには、これまで申し上げてきたことの繰り返しになりますが、生産基盤を棄損しないためにも、確実な需要のあるチーズ等の輸入品との置き換えなどにより、中長期的に需給の安定と酪農経営の安定が図れるような制度運用の改善を検討していただくようお願い申し上げます。

また、補正予算において過剰在庫の保管に対して一定の措置がなされると聞いていますが、乳業者が抱える必要量を大幅に超える過剰在庫の一部についても、調整保管事業等により市場から隔離し、乳製品市場の安定化が図れるよう検討いただければ幸いです。